

「教育基本法について」

栗原一貴

本論文は以下の章だてになっている。

- 1、はじめに
- 2、筆者の教育理念
- 3、昨今の教育の現状
- 4、教育基本法の改正について
- 5、正解から最適解へ
- 6、まとめ

以下が本文である。

1、はじめに

本論文は法律について専門外である筆者の論を示すものであり、専門的観点から見れば有効な議論とは言い難いものであるかもしれない。しかし公募要項に示された「地域の現状や教育の現状に通じる人材ばかりではなく、広い視野から教育について考えることのできる熱意ある人が活躍されることを期待」するという趣旨に則り、一国民の良心に基づく常識的判断により論じるものである。

2、筆者の教育理念

教育基本法について述べる前に、筆者の教育に対する基本理念を示す。以降の議論は、すべてこの基本理念に則ってなされている。

[憲法及び教育基本法の解釈]

- ・ 教育は、個人の自由と尊厳を保障する。

補足：個人の自由と尊厳を保障することは、一方で他者の自由と尊厳を侵してはならないということである。

- ・ 教育は、すべての国民に等しく、その能力に応じて為される。

補足：地球上の他の生物種と同様に人間の能力には個体差があり、才能の開花する分野及び時期及び程度は一樣ではないことを考慮する。

[主張]

- ・ 子供を教育する者は、常に「本当に子供たちのためになることは何か」を考え、行動しなければならない。
- ・ 教育の場においては、なされた主張が正当であるかどうか、常に吟味すべきであり、全体の統制のために一方的に否定するようなことはあってはならない。

- ・ 結果のみを教えるのではなく、結果に到る道を見出す方法こそを教えるべきである。
- ・ 教育は、社会で必要になるであろう教養を授ける。

補足：特に現代において求められるのは、情報処理教育であると考えます。
これは、生涯学習ともなじむ性質のものである。

3、昨今の教育の現状

次に、昨今の教育の現状について述べる。筆者は教育の現場にはいないので、専らマスメディア経由でしか現状は見るできない。そのようななかで特に

- ・ 学級崩壊
- ・ 少年犯罪の低年齢化・凶悪化
- ・ 不登校児
- ・ 子を育てられない親
- ・ 教員の質の低下

といった問題が、指摘されていると認識しているが、
筆者はこれを以下のように分析している。

- ・ 個人の自由のみが一人歩きし、その結果他人や社会にどのような影響を与えるかを考えない、もしくは考えられない子供が増えている。
- ・ 家庭で教えるべき教育がおろそかになっている。これは親にその時間または能力が不足していることによる。
- ・ 実社会での経験が乏しく社会常識の不足した教員が増加している。
- ・ 「全体の統制」のために一部の子供が犠牲になっている。
- ・ インターネットなどによる情報の氾濫により、子供にとって適切な情報、不適切な情報、真実ではあるが教育上子供には隠しておきたい情報、虚偽の情報、などが無作為かつ無秩序に閲覧可能な状態になっている。

よって後の章に述べるような対策を講じるべきだと筆者は考えるが、次に示すように国の対応は筆者の立場とは、多少異なるように思われる。

4、教育基本法の改正について

教育の現状をふまえて今、教育基本法改正が議論されている。論点は、

- ・ 国を愛する心
- ・ 日本の伝統・文化の尊重
- ・ 公共の精神

といった言葉を盛り込むか否かという点である。遠山敦子文科相は、子どもの現状について「社会のルール、道徳心、公共のために役立ちたいという精神を持っているか」と問題を指摘しており、今回の改正案についても、このような観点から作成されたものと推測される。すなわち、子どもたちの現状の問題を解決する手段として、日本の教育の基本的理

念を示す教育基本法に、目標となる言葉を盛り込むべきであるという観点である。しかし、筆者はこの方針によって、その目標が達成できるとはとも思えない。改正案に盛り込まれた3つの目標は、ひとつに抽象化すれば、

「自分以外の存在（人・集団・国など）などの存在を認め、その権利と義務を認めることができる国民」

を育むべきだという主張に還元される。これは憲法に照らし合わせても異論の無い主張であろう。そして、そのような素養を身につけた結果、国や社会や文化伝統や道徳心に対する興味や関心が「結果として」生じるというのが自然であるとする。

そこに至る過程を述べずに、結果としてたどり着く思想の数例を取り立てて理念に掲げることは単なる思想の強制であり、未熟な子供たちにそれを強いることは、もはや教育とは呼べないのではないか。

もしも子供に国を愛する心や伝統・文化を重んじる心や公共の精神を育みたいのなら、まず大人が、身を持ってその理念を実行し、子どもが誇りに思うような大人であることに務めるべきであろう。そして、子どもに対しては、目標を法規化し強制するのではなく、それらの事項について考える機会と背景知識を与え、どのような結論に至ろうとも他人の権利を侵さない限り尊重する、というような懐の深い指導こそが求められるべきであるとする。

筆者は、このようなあるべき姿は個人の自由を公共の福祉の制限の下に認める日本国憲法に既に記述されており、教育基本法の前文に「日本国憲法に則り」と既にある以上、改正そのものに意味を見出せないとする。それでも実際の問題として教育基本法の改正を手段として教育を改めて行かなければならない事情があるのなら、前文ではなく条文に一言、

「日本国憲法の意義を理解し、遵守する心を育むべし」
という再確認を書き加えればよいのではないだろうか。

5、正解から最適解へ

今述べた「過程を重視し、結論の多様性を認める教育」の議論を発展させたい。マスメディアの発達やインターネットの普及などにより、子供たちは今混沌とした情報の渦にさらされている。これは次のような現象を引き起こしていると考えられる。

- ・ 情報処理能力のある者は、年齢にかかわらず簡単に世界で一番の物知りとなることができるようになった。
- ・ 情報公開の風潮もあいまって、大人の社会も「嘘も方便」的な情報工作や情報隠蔽が難しくなってきた。
- ・ 一つ一つの思想はすばらしくても、それに対する反対意見が氾濫しているので子供たちは純粋な価値観を信じられなくなってきた。
- ・ 携帯電話の普及にも伴い、個人情報保護、著作権、肖像権等の教養が子供にも要求され

るようになってきた。

このような現状を考慮せず従来と同じような画一的で目的重視の教育を行うことはもはや難しいのではないだろうか。例えば道徳心を教育しようとした場合、「とにかく道徳心を大切にしろ」と子供たちに強要しても、子供たちは非道徳的な情報や非道徳を正当化する情報にいやがおうでもさらされており、理由の伴わない強要を課す教育に対する不信感を育むことになってしまう。あるいは幸運にしてそのような情報の渦を一時的に逃れて道徳心を養い得たとしても、いずれ直面する「情報の攻撃」に対して、「道徳心は大切だから大切なんだ」という理屈では対処が難しい。いずれにせよ道徳心が形骸化する事態は避けられない。

いま教育に求められるべきは、情報処理能力の育成である。これは単に情報機器の操作技術を指すのではない。氾濫する情報から自分にとって必要なものを選び取る力である。従来は、理想的に限定された情報から正解を導くというのが一般的な問題の形式であった。その結果、正解にいたるまでの過程も一種の「盲目的に覚えるべきこと」となりがちであった。しかしそれでは、試験問題は解けても、さまざまな情報が氾濫し複雑に絡み合う現実の問題に対処することは難しい。むしろ必要な情報を取捨選択し、論理的な思考により、たとえ正解とまでは言い切れなくとも最適解を導ける能力が必要なのである。「過程を重視し、結論の多様性を認める能力」と、「得られたそれらの結論を取捨選択し、適切に組み合わせる最適な決断を下す能力」の二つこそが現代において求められる情報処理能力である。

以上は主に子供に対しての教育の議論であったが、高度情報化や情報の氾濫は年齢や身分を問わず直面する問題であるから、親、教員、高齢者などに対しても、適切な情報処理能力の育成を図ることができる教育制度が望ましい。幸いにして、近年の情報機器の発達には必要な情報の取得に際して地理的および時間的な拘束を大幅に軽減した。この特性を大いに活用し、万人にそれぞれ適切な教育を受けられるようにすべきである。

本章の最後に、これまでの議論に具体性を付与するため、情報処理能力の育成を図る教育実施の一つの方法例を挙げる。資料の集め方（インターネット、図書館 etc の利用）、資料の分析法（論理的思考、統計学、前提となる背景知識）とテーマを教師が提供し、結論については生徒の自主性に任せる、といった特別授業を小学校高学年から中学校生を対象に週1回ほど実施するというものである。生徒が熟練した場合は、テーマについても自主性に任せることも可能だろうし、その場合、教師は到達水準の低い生徒へのフォローに専念できるであろう。

これは東京大学の教養課程で実施される「基礎演習」をモデルとするものである。テーマとしては、さまざまな対立意見がそれぞれ正当な主張を行っているような問題が望ましい。生徒たちは資料検索における「情報の圧倒的な多様性」「メディアの違いによる情報の質と信頼性と検索速度の特徴」「正解を得るのではなく最適解を作ること」などを学習することとなる。教師から教えられるだけでなく、自分で調べるという方法もあるのだとい

うことは、新たな学習意欲を生み出すことにもつながる。なにより、自分の学習水準に応じた学習を実現する上で、一つの理想形を示すものである。

生涯学習の観点からも、本例の、場所と時間を選ばずに高水準の教育環境を実現できる点は魅力となると考える。また、資料を調べ思考を廻らせている親の姿が、子どもにどのような影響を与えるかは、容易に想像できよう。

無論、教師が不要になるわけではなく、前提となる背景知識として従来の授業は必要である。むしろ、従来の授業で得ていた知識の新たな意味を見出すことにもつながり、相互に影響しあうことで、真の意味での知識の定着を図ることもできるのではないだろうか。それこそ、高度情報化社会における、真の「生きる力」と呼べるものだと筆者は考える。

(注：インターネットの利用について、有害情報からどのようにして子供たちを守るかという議論は、もちろん別次元でなされるべきであることを指摘しておく。)

6、まとめ

本論文では、教育の現状と教育基本法の改正論議について分析し、高度情報化および情報の氾濫がキーワードとなる現代において求められる教育のあり方、その具体例の提示を試みてみた。よりよい教育を実現するために教育基本法を改正することが有効な手段の一つであることは言うまでもない。しかし日本国憲法の理想の実現を担う教育のあるべき姿を記述する教育基本法には、その理想を狭めることなく記述すべきであり、特定の思想を強要するような言葉はなじまない。少なくとも、筆者は改めて読み返してみて、改正の切実な必要性を感じなかった。「本当に子どものためになること」を本当の意味で議論する時には、基本法改正といった理念も大事だが、教育の現場に対してもっと建設的な意見が提示されるべきではないだろうか。その意味で、筆者は自身の専門分野も考慮し、情報処理技術についての具体例を出す事で、改正論議への筆者なりの代案とした次第である。